

副市長就任のごあいさつ



阿南市副市長
面田 修

今日の社会情勢は、人口減少や少子高齢化の進行により、地域経済の活力の低下、そして社会が成熟し、個人の価値観が復

雑・多様化するなど、さまざまな課題が山積いたしております。市民の皆さまが地域で安心・安全に、健やかに暮らせるよう微力ではございますが、岩佐市長の補佐役として、市政発展のため、職員と一丸となつて、誠心誠意努めてまいる所存であります。

政策監就任のごあいさつ



阿南市政策監
東條 盛彦

少子高齢化が急速に進むなかで、私たちのまち阿南市を子ど

もさんから高齢者の方までが、安全・安心に暮らし続けられるよう、すべてのひとに優しいまちづくりをめざして、岩佐市長のもと、誠心誠意努めてまいりますので、市民皆さま方のご指導とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

マイナンバーカード出張申請を受付中！

顔写真撮影
無料

マイナンバーカードのさらなる普及促進のため「マイナンバーカード出張申請」を2月29日(休)実施分まで受付中です。

日程や会場の調整後、市職員が会場へ訪問しマイナンバーカードの申請をその場でお手伝いします。受取方法は、「市役所受取」と「自宅受取」のどちらかを選択可能です。

応募に際しての条件は以下のとおりです。

- ・対象団体は阿南市内の企業、自治会、地域の各種サークルなどです。
- ・参加人数は5人程度から（参加者の名簿が必要です。）
- ・申請者全員が阿南市に住民登録があり、これまでマイナンバーカードを申請したことがないこと
- ・会場（地域の集会所・コミュニティセンターなど）および机、椅子、電源等を準備できることなど

申請時に必要な持参物

「市役所受取」を選択する場合

- ・本人確認書類
顔写真あり書類1点または顔写真なし書類2点

「自宅受取」を選択する場合

- ・本人確認書類
顔写真あり書類1点または顔写真なし書類2点
 - ・通知カードまたは個人番号通知書
通知カードは申請時に回収します。
 - ・住民基本台帳カード（お持ちの方）
申請時に回収します。
- ※「通知カードまたは個人番号通知書」をお持ちでない場合は、本人確認書類を「顔写真あり書類2点」または「顔写真あり書類1点+顔写真なし書類1点」のいずれかをご準備ください。

日程調整や申請書の準備等ありますので、出張申請を希望の方は、まずは市民生活課までお問い合わせください。

問い合わせ 市民生活課 ☎22-1116

阿南市議会 正副議長が選任されました

市議会令和5年12月定例会で正副議長、各委員会委員などが選任されました。委員会の構成は、市議会のホームページをご覧ください。



議長（第60代）
藤本 圭氏
(45歳・見能林町)



副議長（第64代）
武田 光普氏
(55歳・椿町)

物価高騰対策支援給付金

物価高騰による家計への負担軽減のための応急的な施策として、国の交付金を活用して全世帯に給付金を支給します。

なお、地域経済活性化のため、市民の皆さまには可能な限り、市内の店舗での買い物等に給付金をご活用いただきますようお願いいたします。

支給対象 令和5年12月1日に阿南市の住民基本台帳に登録されている全世帯

支給金額 1世帯あたり一律10万円

※18歳以下の子どもがいる世帯には追加給付あり

①住民税非課税世帯および均等割のみ課税世帯は1人につき5万円

②その他世帯は1人につき3万円

通知発送時期 2月下旬予定

支給開始時期 3月下旬の開始予定

詳細につきましては、市ホームページ・広報あなん3月号をご覧ください。

問い合わせ

生活福祉課 物価高騰対策支援給付金準備室
☎22-3401

自転車用ヘルメットの 購入費を一部補助して います 多数ご利用ください

自転車事故による被害を軽減するためには、頭部を守ることが最も重要な安全対策です。自転車用ヘルメットの着用で、事故被害の軽減に努めましょう。

16歳から18歳の高校生世代および65歳以上の方のヘルメット購入費用を一部補助します。

【現在申請受付中】

受付期間 3月29日(金)まで

※補助対象には条件等があります。市ホームページをご覧ください。か電話でお問い合わせください。

問い合わせ

市民活動支援室 ☎24-8061

※土、日、祝日を除く

8:30~17:15

障がい者控除対象者認定書を受け ることができます

交付対象 65歳以上で、介護認定を受けており、障害者手帳の交付を受けていない方

※要支援の方は対象外

利用先等 所得税や市・県民税の確定申告等において、障害者手帳の代わりに、税法上の「特別障害者控除」または「障害者控除」を受けることができます。

「障害者控除対象者認定書」の交付をすでに受けており、要介護認定状態区分に変更がない方は、前回交付された認定書を引き続き使用できます。

※特別障害者・障害者の区分は、介護認定の内容を審査するため、必ず認定されるとは限りません、認定情報確認のため、交付が後日郵送となる場合があります。

申請に必要なもの 介護保険被保険者証、印鑑、申請者本人が確認できる書類、委任状（対象者以外が申請する場合）。

申請できる方は、対象者本人またはその親族です。

申請・問い合わせ 地域共生推進課 ☎22-3440